



Title	『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄惠註抄』(下)：『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐって
Author(s)	野上, 潤一
Citation	詞林. 2012, 51, p. 12-24
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67640">https://doi.org/10.18910/67640</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 『五常内義抄』の享受と『聖徳太子御憲法玄惠註抄』（下）

## ——『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐつて——

野上 潤一

### 三、「玄惠註抄」と『五常内義抄』

検覈することとする。

『玄惠註抄』は、憲法の註釈書・『聖徳太子憲法玄惠注』の註釈である。成立年代については、清原宣賢（一四七五年）

（一五五〇年）抄物の引用と室町末期写本の存在から、十六世

紀後半頃と見られ、編者候補としては、清家の学問と南都の学問との関わりなどから、林宗二（一四九八年）（一五八一年）<sup>④</sup>が有力視される。

『玄惠註抄』の太子伝・憲法関係以外の主要依拠資料としては、宣賢抄物・『燈前夜話』・『神皇正統記』・『古今韻会舉要』などがあげられるが、そのなかで、唯一、すべて書名を明示して引用されるものとして、注目されるのが、『五常内義抄』である。

『玄惠註抄』の『五常内義抄』引用・言及箇所は、これまで最も多い、計二十六例である。そこで、以下、『五常内義抄』本文伝流史における『玄惠註抄』所引本文の位置づけ、および、『五常内義抄』と憲法学との親和性の有無について、

三一、本文伝流史における『玄惠註抄』所引本文の位置づけ

『玄惠註抄』所引本文は、数量のみならず、比較的精確な引用を期していると推測される点でも、重要なものである。まづ、『玄惠註抄』所引本文が、現存諸本のいづれに近いかを比量すれば、

### ▼『玄惠註抄』一条・被註語「和」

此外和ヲ教ル文、内外典俱挙尽スベカラズ。又五常内義抄云、人ハ少々本意ナキ事アリトモ左右ナク中ヲ違ベカラズ。指当テ本意ナキ事アリトモ世間ノ習ハサノミコソアレト思ナダメテ違ベカラズ。違ヒヌレバ、敵モ我モ、ヲトラジト、ワロカラニ事ヲ（聞出シ、ヨカラザラン事<sup>⑤</sup>）ヲ見出サントスルホドニ、弥ヨ憤念堅クムスボラリ、生々世々ニ安カラズ。何況ヤ仮染ニモ、出家ノ道ニ入タラン人ハ、ユメノ此義アルベカラズ。法ノ相ヲ判ヅル

世親菩薩ノ俱舍論ニモ、僧衆和合樂ト云テ、僧ハ必隔ナク、和合セルヲ樂トスト見ヘタリ。又善導和尚ノ帰三宝ノ偈ニモ、僧ニ帰シテ諍論ヲ止メ、同ク和合ノ海ニ入事ヲコソ教ヘ給タレ。和合義ナク、隔歴不融ナラバ、將菩提ニ至ン事カタシ。サレバ逆罪ノ中ニ、破和合僧ト云リ、尤慎ミヤハラクベシト云々。

『五常内義抄』義七(松平家披雲閣本)

第七云、人ハ少々本意無キ事アリトモ、左右無ク中ヲ違不可、指当チ本意無キ事アリトモ、世間ノ習ハサノミコソアレト思宥テ、違不レ可<sup>レ</sup>、違ヌレハ敵モ我ヲトラント、ワルカラニ事ヲ聞出、吉カラサラン事ヲ見(他本「見出」)ントスル程ニ、弥憤念難クムスホヲリテ、生々(他本「生々」)世々<sup>ニ</sup>不安、何ニ況ヤカリソメニモ、出家ノ道ニ入ラン人、努々此ノ義不可在、法相<sup>ヲ</sup>判セル世親菩薩ノ俱舍論ニモ、僧衆和合樂ト云テ、僧ハ必隔無ク、和合セルヲ樂トス

ト云ヘリ、又善導和尚帰三宝ノ偈ニモ、僧ニキシテ諍論ヲ止メ、同和合ノ海ニ入トコソ、教給ヒタレ、和合ノ義無クシテ、隔歴不融ナラバ、タ、チニ(他本「正ニ」)菩提ニ到ラン事難シ、サレハ逆罪<sup>(2)</sup>ノ中ニハ、破和合僧ト云ヘリ、尤ツ<sup>ニ</sup>、シミヤハラクヘシ、

『玄惠註抄』十条・被註語「人皆有心々各有執」  
五常内義抄云、人ハ我々ノ偏執有ルベカラズ。我知レル程ハ人ハヨモ知ラジ、我ガセン程ハ人ヨモセジト思フヨ

リ偏執ハ起ル也。貞觀政要云、太宗魏徵ニ問給ハク、イカナルヲカ明君ト云ヒ、イカナルヲカ暗君ト云フ。魏徵答曰明君ト申ハ広ク聞ク也。暗君ト申ハ非理ヲ信ズレバ也ト云フ。一ヲ信ジテ偏執セルヲ申也。サレバ堯舜ハ四方ノ門ヲ開キテ心ノ目ヲ明カニシテ心ノ耳ヲ疾クシテ見ズト云フ事ナク聞カズト云フ事ナカリシカバ、身ヲ全フシテ人ヲ助クル道明也ト云ヘリ。故ニ偏執ヲ止ムベシ。然レバ太子憲法云、彼ガ是ハ則我ガ非也。我ガ是ハ則彼ガ非也。我必シモ聖ニアラズ、彼必愚ニアラズ。トモニ是凡夫也。是非ノコトハリタレカ能ク定メン。相共ニ賢愚ナル事環ノ端ナキガ如シ。コ、ヲ以テ人ハ怒ルト云フトモ、還テ我ガ事ヲソルベシ。ワレ一人得タリト云トモ衆ニ隨テ同ジク行ヘト云ヘリ。故ニ我ヒトリ偏執シテ人ヲクダスベカラズ云々。

『五常内義抄』義十六(松平家披雲閣本)

第(十)六云、人我ニ偏執不<sup>レ</sup>可<sup>ニ</sup>有<sup>レ</sup>、我知コトハ人ハヨモ知シ、我セン程ハヨモセシト思ヨリ、偏執ハ起ル也、貞觀政要云<sup>ク</sup>、太宗魏徵<sup>ニ</sup>問給、何ナルヲカ明君ト(云何ナルヲカ暗君ト云、魏徵答云、明君ト申ハ、広ク聞ケルナリ、暗君ト申ハ、非理スレハナリ、一ヲ信テ偏執セルヲ申ナリ、サレハ堯舜ハ四方ノ門ヲ開テ、四ノ目明シ、四ノ耳ヲ疾シテ、見スト云ヘル事無ク、聞スト云事無カリシカハ、身ヲ全シテ人ヲ助ル道モ明ナリト云ヘリ、故ニ偏

執ヲ留ムヘシ、然者太子ノ憲法ニ云、彼カ是ハ則我非ナリ、  
我是ハ則彼非也、我必聖ニアラス、彼必愚ニアラス、共ニ  
是凡夫也、是非ノ理誰能可定、相共ニ賢愚ナル事、環  
ノ端無カ如シ爰ヲ以人ハ棄何カニ怒ト云トモ、還テ我  
罪ヲ恐ヘシ、我獨得タリ云トモ、衆ニ隨テ同ク行ト云ヘリ、  
（内閣文庫本「故ニ」あり）我獨偏執シテ人ヲ下ヘカラズ、

たとえば、右、『五常内義抄』傍線・波線・二重傍線部（註  
62 参照）から、現存諸本中、最善本たる松平家披雲閣本上巻  
に近いことがわかる。よつて、『玄惠註抄』所引本文は、A  
類の善本であつたかと推測されるのである。

そうすると、松平家披雲閣本上巻にない「礼」・「智」・「信」  
部（以下、「下巻相当部分」）の引用に関して、同様の傾向<sup>64</sup>が認  
められるかどうかが問題となるが、そもそも、下巻相当部分  
に関しては、現存諸本中に善本がないという障礙がある。よつ  
て、A類諸本との比較対照により、『玄惠註抄』所引本文の  
位置づけを測量する必要があるだろう。

そこで、たとえば、「礼」第三条の引用について見ると、

▼『玄惠註抄』十条・被註語「絶忿棄瞋」

五常内義抄云、（中略）云々。又云、主ニ宮仕セニハ  
先同僚ノ愛有ルベシ。主一人ヨク当レドモ同僚アツマリ  
テ誇リヲ成セバ蚊虻<sup>イカヅチ</sup>雷ヲナシ衆口骨ヲ消スト云ヘリ。  
積レバ終ニアシキ也。人ノ中ニ立交ルハユ、シキ大事也。  
頭ヨリ足ノ爪先マデ錐ヲ以テサシトヲスヲ忍ブガ如ク万

ノ事ハ口ヲシク腹立事アリトモ知ラヌ様ニ聞エヌヤウニ  
モテナシテウラ、カニ有ベシ。サ、ヘテ云事アリトモ戯  
ニナスベシ。ヲダシクダニモアレバ何トナク人モ不便ガ  
リテ悪ム事アルマジケレバ耻ニモ及ブマジ。サレバトテ  
人ノモテナサンニ奢ルベカラズ。サレバ帝範カ云、身ノ  
貴カラザルヲモテ人ニ奢ラザレ、徳ノ厚カラザルヲ以テ  
物ニ誇ラザレト云ヘリ云々。

『五常内義抄』礼三（松平家披雲閣本）

第三曰、主ニ官仕セニハ、先同僚ノ愛礼アルヘシ、主一  
人ノ氣色ヨケレトモ、同僚ノ集テ、毀ヲナセハ、蚊虻作雷、  
衆口銷<sup>ケ</sup>骨ト云リ、積レハアシクナルナリ、人ノ中ニ立  
交ル事ハ、ユ、シキ大事也、頂ヨリ足ノ爪先マデ針<sup>ニテ</sup>ト  
ヲサレシ<sup>ヲ</sup>、念スルカ如クニ、万事口惜腹立シキ事アル  
トモ、只不知貌<sup>ヲ</sup>面ヲウラ、カ<sup>ヲ</sup>振マフヘシ、縮サ、  
ヘテ云事有トモ、戯ニナスヘシ、カヤウニ、心ダニモ動  
ズヲダシクサダメスレハ、何トナク、上下諸人ナツ  
カシク、心安思事也、又人ノ我ヲモテ<sup>(ナセ)</sup>ハトテ、  
奢心努々有ヘカラズ、サレハ、帝範ニ云ク、身ノ不貴ヲ  
以テ、人ニヲコラサレ、徳ノアツカラサルヲ以テ、物ニ誇  
サレト云リ、

『五常内義抄』礼三（内閣文庫本）

第三云、主ニ宮仕セニハ、先同例<sup>マ</sup>ノ愛可レ有、主一人能  
當レ共、同例集<sup>テ</sup>毀<sup>ヲ</sup>成<sup>ハ</sup>、蚊虻<sup>ヲ</sup>成<sup>シ</sup>、衆口骨ヲ消<sup>ト</sup>云リ、

積レハ終ニ悪キ也、人ノ媒ヨシハルシハ、優シキ大事也、  
自レ頂足ノ爪前マテ鉗ヲ以刺シ通ス、ネウセンカ如シ、万  
ノ事ハ口惜ク腹立事アリトモ、不知様不レ聞様ニ、モテ  
成テウラ、カニ有ベシ、サ、ヘテ「云事有トモ、戯ニ  
シナスベシ、ヲタシクモアレハ、無何ト人モ不便カリテ、  
惡事アルマシ、惡事アルマジケレバ、恥ニモ及フマシ、  
サレハトテ人ノモテナサムニ、不可レ驕、而ハ帝範云、身  
ノ之不レ貴以人ニヨコラシ、徳ノ不レ厚以物ニ不レ驕ト云ヘリ、  
『五常内義抄』礼三(版本)

第三ニ曰 主ニ宮仕センニハ、先同僚之受増アルヘシ、  
主一人ニハヨクアレトモ、同僚アツマリテ。ソシリヲ  
ナセバ、終ニ悪キ也、蚊虻雷ヲナシ、衆口骨ヲ消スト  
云ヘリ、積レハツイニ悪キナリ、人之中ニ立マジワル  
ハ、ユ、シキ大事ナリ。イタゞキヨリ、足ノ爪サキマ  
テ。キリヲ以テサシトヲサンヲネウセンガ如シ、ヨロ  
ヅノ事心エガタシ、何トナクニウ和ナル、則、人モフ  
ビンガリテ、惡ム事アルマシケレ者、ハヂニモ及ブマ  
ジキ也、去ハトテ、人ノモテナサムニ驕ルヘカラス、  
然レハ。帝範ニ曰、身ノ貴トカラザルヲ以テ、人ヲゴ  
ラザレ<sup>(66)</sup>、徳ノ。アツカラザルヲ以テ、物ニヨコラサレ  
ト云ヘリ

右、『五常内義抄』波線部(註66参照)のうち、特に、文レベ  
ルのものは、諸本比較により、後発性が認められるので、『玄  
惠註抄』所引本文が、上巻相当部分同様、比較的良好である  
ことが知られる。

恵註抄所引本文が、上巻相当部分同様、比較的良好である  
ことが知られる。

第四条の引用について見ると、  
▼『玄惠註抄』七条・被註語「為官求人」

又五常内義抄云、從者ヲ仕フベキ様ハ柾木ノ木師ガ木ヲ  
見テ仕フガ如シト云ヘリ。此木ハ板ニ取ナン、マサニ取  
ナン(ト案内ヲ見ヲホセテ取ヌレバ始終物ノ用ニ立様ニ、  
此物ハ中間ニ仕ヒナン) 雜色ニ仕ヒナント見計ヒテ仕  
フベシ。彼ガ機量ニ叶ハヌコトニ仕ヘバアヤマチガチニ  
テ不覺アル時ニ様々ノ口舌シ、サイナメバ鬼角人前ニテ  
陳ズル片腹イタキ事也。只始ヨリアテツカフベシ。高山  
壤ヲキラハズ、蒼海細流ヲ見エラバズト云事アリ。大  
人ハ人ヲ嫌ハズ見ハカライト仕ヘバ弥大名ニ成也。高山  
ノ壤ヲキラハザルガ如シ。人ノ食物ヲ嫌ヘバ其身必ズヤ  
スト云事アリ。此ハ悪口シ彼ハニクシト云テ様々ニサイ  
ナメバ次第二タヘカネテ兎角ウセモテ行ク程ニ我身ハ少  
分ニ成リ行也。食物ヲキラヘバ其身ヤスト云ハ是也。サ  
レバ富家ノ入道殿ハ、ワビシゲナル小侍ドモヲバ衣ノ御  
跡ニ取リシネサセテ要事アリテ起シ給ヒシニモ、彼ガネ  
イリタルゾ、ヲドロカサジト不便ガリテウカガヒ抜ケ出  
シテケル也。人ゲナキ末ノ者ナレドモ彼ガアタリノモノ  
ト聞クトキハ詞ヲカケ目ヲミセ給ヒケレバ見ル者聞ク者

悦ビケリ。聊ノ事ヲモホメ感ジ給ヒケレバ弥誉ラレ奉ラントハゲミアヒケリ。其ヲ心得ズヨキ人モ悪シキ人モ口舌サイナメバ、弥打フテテ悪シクノミ成リ行也。能々ハカライツカフベシ云々。此章ハ己ガ預リ領スル職ナラヌ事ニ不レル可レタ綺ル事ト、官ニ任ズルニ其人ヲ撰ビ用ユベキ事ヲ記シ給ヘリ。此註ノ心也。人各有レリ任、宜レシク不レ濫レトヨメル此心也。

## 『五常内義抄』智四(松平家披雲閣本)

第四ニ云、従者ヲ仕ヘキ事ハ、柾山ノ木師ガ木ヲ見テ、ツカウカ如シ、此木ハ板ニトリテ、ヨカリナン、マサニトリテヨカリナント、木ノ案内ヲ能々見テ、トリヌレハ、始終物ノ用ニ立カ如ク、人ヲ仕ハシニ、此者ハ中間ニ仕ヒナン、雜色ニ仕ナン、後見ニ仕ナント、能々見計テ仕ヘシト云、彼器量ニ叶ハヌ事ニツカヘハ、ヲノツカラアヤマチノミアリテ、不覺シヌル時、ヤウヽニ腹立サイナミスル事ハ、僻事也、高山ツチクレタキラハス、滄海ホソキ流ヲキラハスト云リ、ソノコトクモ、大人ハイカニモ、人ヲキラハス集ツ、見計テツカヘハ、弥大名ニ成也、亦食物ヲ嫌ヘハ、其身疲ト云事アリ、是ハワロシ、アレハワロシト云テ、ヤウヽニサイナメハ、人次第三絶力ネテトカクウセテ行ホトニ、我身ハ少者ニ成行モノ也、食物ヲキラヘハ其身疲トハ是也、サレハ富家ノ入道殿ハワヒシケ(ナ)ル小侍共々、絹ノアトニトリシナシテ、朝

ヲキサセ給ケル、コレラカネイリタルヲ、驚カサシトテ、ヤワラカニスケ出給ヒケリ、亦人ケナキ者也ケレトモ、コレカアタリノ者縁ニカリノ者聞時ハ、詞ヲカケ目ヲミセ給ヒケレハ、カレラガ親類ナントハ、皆忝事ニ思ツ、悦也、又召仕者ノ中ニ聊モ高名ヲモ能彼ヲシツレハ、コトサラ讚感シ給テ、引出物ヲ給ケレハ、弥心イサマシク思ケル、サレハ人ヲホクツカヘント望ヲカクルトカヤ然ニ心得ヌ人ハ、ヨキ時モ、アシキ時モ、ヒタミジキニ口舌サイナメバ、イヨヽアチキナク思フテラレテ、心ヲハケマス事ナシ、サレハ人ヲツカハシ時、我心ハカリコトヲ賢シテ仕ヘシ、

## 『五常内義抄』智四(内閣文庫本)

第四、従者ヲ可レキ仕ラ様ト云ハ、柾山ノ木師カ木ヲ見テツカフカ如シ、此木ハ板ニ取テ、柾ニ取ナシ、案内ヲ見テウセテ取ヌレハ、始終物ノ要ニ立様ニ、此者ハ中間ニ仕ナン、雜色ニ仕ナムト見計テ、可レシ仕テ、彼ニ不レル叶ハ事ニ仕ヘハ、詭リカチニテ、不覺有リ時漸々口舌サイナメバ、兎角人ノ前ニテ、陳スルニ腹イタシ、只始ヨリ計ヒ仕ベシ、故ニ鵠賦云々、泰山ハ不レ譲ニ土譲ニ、故能ク成シ其ノ高ニ河海ハ不レ厭ニハ細流ニ、能ク成ニスト其ノ深ニ云ヘリ、(或本ニ云ク高山ハ壞ラ不レ嫌蒼海ハ細キ流ヲ不レ撰云々)大人ハ人ヲ不レ嫌見計テ仕ヘハ弥大名ニ成ル也、又孝経云々、主人レフ諫ニ則シバ國亡ス、人誇レ食ヲ則シバ歎瘡スト云リ、如レク

ルハ此はワロシ、彼ハニクシトサイナメハ、次第二タエ  
カネテ、兎カク失セ以テ行程ニ、我身小名ニ成リ行ク也リ、  
食物ヲキラヘバ、其身ヤスト云ハ是也、サレハ富家ノ入  
道殿ハ、ワビシゲナル、小侍共ヲバキヌノアトニ取シナ  
シテ、曉要ノ事有テ、起キ給フニモ、彼等カ、寢人ヲ驚カサ  
シト、不便カリテ、伺ヒ抜ケ出テ、ラレケルナリ、人気ナキ、  
末ノ者ナレトモ、彼カアタリノ物ノ聞時ハ詞ヲカケ、目ヲ見  
セ給ケレハ、見ル者聞ク者ノ悦ヘリ、聊事モ誉メ感給ケレハ、  
弥奉レバ被レ誉トテ、励ミ相ヒケリ、其ヲ不得心ニシテ、善時モ  
悪時モ口舌サイナメハ弥打フテ、ワロクノミ成リ行、  
尤モ計ツカフベシ

『五常内義抄』智四(版本)

第四ニ曰 徒者ヲ仕フベキ事、ソマ人、木ヲ見テ仕フカ

如シト云ヘリ、此木、若イタニ取ナン、正ニ取ナン、能々

見。ヲホセテトリヌレハ、始終、物ノ用ニ立様ニ、人

ヲツカハニモ、此モノハ中間ニツカヒナン、親色ニ

ツカイナント、見。ハカライトツカウベシ、彼ガ器量

ニ叶ハヌ事ニ。ツカヘハ、アヤマチ多クシテ悪事也、  
不覚アル時、サマニニ。イサムレバ。トカク人ノ前

ニテ。チンズルモ、片腹イタム事ナリ、只始ヨリ。ハ

カラヒ使フベシ、高山、土クレヲキラワズ。サウ海ハ、

絹キ流ヲ撰マザルコトナリ、大人ハ人ヲキラワス。ミ

ハカラヒテ。ツカヘバ、弥大名ニナルナリ。タカキ山

土クレヲキラハザルカ如シ、又、人ハ食物ヲキラウハ、  
其身必ス。ヤスト云事有リ、是ハ悪シ。カレハ。ニク  
シト云テ、サマニニ。サイナメバ、次第二絶ヘカ  
ネテ。トカクウトミモテ行ホトニ、我名ニナリユク也、  
食物ヲキラヘバ、其身ヤスト云ハ是也

右は、大まかな記事の構成に関して言えば、松平家披雲閣本  
下巻が近いが、字句は、部分部分において、内閣文庫本、つい  
で、版本のほうが近く、かつ、やはり波線部の後発性が推  
測されるので、下巻相当部分に関して、『玄惠註抄』所引本  
文には、失われたA類善本の姿を想像させるところがあるも  
のごとくである。

そこでつぎに、系統にかかわらず、異同が認められる箇所  
として、まづ、「礼」第十八条の引用について見ると、

▼『玄惠註抄』十条・被註語「我獨雖得從衆同擧」

五常内義抄云、或文云、友ニ交リテ諍フ事ナカレト云ヘ

リ。又後漢書云、時ヲバトドムベカラズ、衆ニハ逆ナル

ベカラズト云リ。タゞ人ハ諸マカセタル様ナルベシ。異

相ナル事片輪ナルヘシ云々。

『五常内義抄』礼十八(松平家披雲閣本)

第十八ニ云、人ノ余ニ異相ナルハ、悪事也、(中略)サレハ

或文ニ云、友ニ交フ論事ナカレト云リ、亦後漢書ニ云、時

ハ留ムヘカラズ、衆ニ逆ヘカラスト云リ、只人ハ、イカ

ニモウチマカセタルアリサマナルヘシ、

『五常内義抄』礼十八(内閣文庫本)

第十八、人異相シテ、(中略)サレハ或文ニ云ク、交テ  
友ニ勿レ争フコト云、又後漢書ニ云ク、時不レ可レ止、衆不レ  
可レ逆ニ云リ、只人ハ打任タル様ナルベシ

『五常内義抄』礼十八(吉田幸一氏蔵本)

第十八ニミ、人ノ余ニ異様ニアラサレ、(中略)友ニ交テ諍ハ  
サレト云ヘリ、在家モ出家モ、只人ハアルヘキ様ニ振舞ハ  
異相ニアラサレ

『五常内義抄』礼十七(版本)

第十七ニ曰、人ノアマリニ。イサウニテ、(中略)サレハ、

アル文ニ云ク、トモニマジワランニ、アラソウ事ナカ

レト云ヘリ、又後漢之書ニ云ク、時ヲハトムベカラズ、  
衆ヲハ。タガフベカラスト云ヘリ、タゞ、人ハ。ウチ  
マカセタルヘシ。コトナルハ。カタハナルヘシト云ヘ  
リ

『五常内義抄』礼十八(山田孝雄文庫本)

第十八ニいはく、人のあまりにいさうなるはかたわなり、  
(中略)されはもんにいはく、いと、ともにましはらんに  
争ふ事なれと云ヘリ、又こかんしよにいはく、とき  
をと、むへからす、しうにはさかふへからす、只人は  
万事うちまかせたるやうなるへし、いさうなる事はかた  
は也とそ

松平家披雲閣本下巻・内閣文庫本・神原文庫蔵寛文五年写本

『五常内義抄』礼六(版本)

一ヲ辞ニ父ノ命ニコト也、

『五常内義抄』礼六(吉田幸一氏蔵本)

第六ニ、宮仕ヲセニハ、親ノ命ヲ背トモ、主ノ命ヲ重クス  
ヘシ、コウ平論ニ云、①父ノ命ヲ以主ノ事ヲ辞サレ、④父ノ命ヲ以家ノ

事ヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』礼六(吉田幸一氏蔵本)

④父ノ命ヲ以家ノコトヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』礼六(神原文庫蔵寛文五年写本)

第六ニ、為官仕ノ背ニテ親命ヲ主ノ命ヲ可レ重イヘリ、復  
コウ平論ニ云、①以父ノ命ヲ不レ辞ニ主ノ命ニ、②以主ノ事

(以下、「C類」)にない『玄惠註抄』所引本文二重傍線部が、  
A類末流本文である山田孝雄文庫本(以下、「平仮名本」)に最  
も近似し、かつ、吉田幸一氏蔵本(以下、「B類」)と版本を  
合せたようなかたちになつて、いることが確認できる。

また、「礼」第六条の引用について見ると、

▼『玄惠註抄』十五条・被註語「公」

五常内義抄ニ云、宮仕ヲセニニ親ノ命ヲバ背テ主命ヲバ  
重クスベシ。公羊傳云、①父ノ命ヲ以王事ヲ辞セズ、②  
王事ヲ以テ父命ヲ辞セヨ。③家ノ事ヲ以テ父ノ命ヲ辞セ  
ズ、④父ノ命ヲ以テ家ノ事ヲ辞セヨト云ヘリ云々。

『五常内義抄』礼六(内閣文庫本)

第六、宮仕ヲセニハ、親ノ命ヲ背テ、主ノ命ヲ可レ重クス、  
公羊論云、①父ノ命以テ主ノ事ヲ辞サレ、④父ノ命以テ家ノ

事ヲ辞セヨト云ヘリ

第六ニ曰 宮仕センニハ、親ノ命ヲソムヒテ、主之命ヲ  
ハ重クスヘシ。公平論ニ云ク、①父ノ命ヲ以テハ、主

ノ事ヲ辞セサレ、②主ノ事ヲ以テハ、父ノメイヲ辞セ

ヨリ、④家事ヲ以テト、父之メイヲ以テハ。イエノコト

ヲ辞セヨト云ヘリ

『五常内義抄』札六 (山田孝雄文庫本)

第六ニいはく、みやつかへをせんに、おやのめいを背き

しうのめいをおもくすへし、くいやうろんにいはく、①  
ち、のめいをもってしうじをちす、②しうじをもてち、

のめいをちせよといふ、③いへの事をもって父のめいを

ちせされ、④ち、のめいをもっていゑの事をちせよとい

えり

▽『玉函秘抄』中

不以父ノ命ヲ辞セ王父ノ命ヲ以王父ノ命ヲ辞父命ヲ不以家

事ヲ辞王事以王事辞家事一(公羊伝)

▽『太子伝玉林抄』太子三十二歳条(憲法十五条)

公羊伝云下以家事ヲ辞中王事上以王事ヲ辞家事一文<sup>67</sup>

『玄惠註抄』所引本文①～④に関して、平仮名本が①～④を

周備し、『玄惠註抄』所引本文に最も近似しているのに対し、

内閣文庫本・松平家披雲閣本下巻・B類が①④、C類が①②、

版本が①②④のみを有していることが確認できる。

右は、片々たる記事ではあるが、如上から、『玄惠註抄』

所引本文は、A類本にとどまらない、本文伝流史上のミッシ

ング・リンクとなるべきものを含んでいると考えられるのである。<sup>68</sup>

以上、本文伝流史における『玄惠註抄』所引本文の位置づけについて検討し、『玄惠註抄』所引本文が、現存諸本に比して、善本であつた可能性が高いことを指摘した。とはいへ、

たとえば、

▼『実隆公記』明応六年十一月九日条

自禁裏五常内義抄校本異違之所々可改進上之由被仰之、

『実隆公記』明応六年十一月十二日条

五常内義抄加校合持參之、

『実隆公記』に見えることく、それが校合の結果であつた可能性を排除することはできず、また、伝本の少なさゆえに、どこまで古態を保つてゐるかを精確に測定し難いところがあるのもまた事実であるが、伝本の残存状況を考量すれば、『玄惠註抄』所引本文は、室町時代に存在した善本の面影を伝えるものとして、重要であることは疑いないところであると言える。

以上は、『五常内義抄』享受史上における『玄惠註抄』の位置づけに関する考察であるが、次節以降では、『玄惠註抄』における『五常内義抄』利用について検討し、『五常内義抄』と憲法学の親和性の有無を考覈することとする。

## 三一一、『玄惠註抄』の『五常内義抄』利用について

本節では、『玄惠註抄』の『五常内義抄』利用箇所について、『五常内義抄』を基準として、①五常配当箇所、②憲法引用箇所、③その他教訓箇所に分類し、まづ、基礎的な事柄を明らかにする。

第一に、五常配当箇所について見ると、

## ▼『玄惠註抄』四条・被註語「礼」

礼ノ事ハ礼記ニ委クアリ。其外所々ノ文其数多シ。ハシ

（計ヲ申也。五常内義抄ニモ禮ハ順也。不邪姪ノ戒。

礼ハ順也ト申ハ万々ウヤマヒ有テ何事ニモ隨ヲ申也云々。

## 『五常内義抄』礼（内閣文庫本）

礼順也 不邪姪戒 礼 智、信

礼ハ順也ト申ハ、万々ウヤマイ有テ、何事ニモ順ヲ申也、たゞくえば、右のごとく、五常配当箇所五箇所中三箇所（「仁」・「義」・「礼」）が引用されていることが確認できる。

第二に、憲法引用箇所について見ると、

## ▼『玄惠註抄』十条・被註語「是以彼人雖瞋還恐我失」

日本紀ニハ彼人ト左ニ付タルバカリ也。古本太子伝ニハ彼ノ人ト付ケテ人ハノハノ点ナシ。平家ニハ縱人恐ルト

云共ト書ケリ。五常内義抄ニハ是以人ハト書テ彼ノ字見

ヘズ。還恐我失ヲバ日本紀ニ還恐「レヨ我失」ヲアリ。

古本太子伝ニハ恐リト付タリ。平家ニハ還ツテ我咎ヲ恐

ヨト書ケリ。五常内義抄ニハ還テ我事ヲ恐ルベシトアリ。常ニハ彼ノ人ハ雖レ瞋還恐「レヨ我失」ヲアリ。

## 『五常内義抄』義十六（松平家披雲閣本）

太子ノ憲法ニ云、彼カ是、則我非ナリ、我是ハ則彼非也、我

必聖ニアラス、彼必愚ニアラス、共ニ是凡夫也、是非ノ理誰能可定、相共ニ賢愚ナル事、環ノ端無カ如シ、爰ヲ以

人ハ棄何カニ怒ト云トモ、還テ我罪ヲ恐ヘシ、我獨得タ

リ云トモ、衆ニ隨テ同ク行ト云ヘリ、我獨偏執シテ人ヲ下

ヘカラス、

右のごとき、憲法の本文、および、訓に關する言及が十例、『玄惠註抄』十七条・被註語「大事不可独断必与衆宜論」

皆人ゴトニ我身ヲタノミ、我慢ノ心有テ、ワガ短慮未練ヲバ不レ顧、只我意ノママニ振舞也。甚不レ可レ然。五常

内義抄云、世間ノ煩ニ四ノ品アルベシ。一二ハ大事ガ大事ニナル。二二ハ大事ガ小事ニナル。三ニハ小事ガ大事ニナル。四ニハ小事ガ小事ニテハツル有ルベシ。此中ニ大事ガ大事ナランヲバ、少シモ心得タラン人々ニ申合テ、多ク人ノサモトイワン方ニ付ベシ。大事ヲヒトリハカラヘバ後惡ク惡カルベシ。太子憲法ニ云、大事ヲ独リ断ルベカラズ。衆ト共ニセトイヘリ云々。

## 『五常内義抄』智九（神原文庫蔵寛文五年写本）

第九、世間ノ煩ニ可有四ノ品一二ハ、大事ノ中大事アリ、二ニハ、大事カ少事ナルアリ、三ニハ、少事カ大事ナルアリ、四ニハ、

少事カ中ノ少事アリ(書陵部本「少事ノ少事ニテハツル事アルヘシ」)、此中ニ、大事カ中ノ大事ナラン事ヲモ、サモ心得タラン人々ノ申合テ、多ク人ノサモト云ハシ方ニ可付也、大事ヲ独リ計テハ、後ニ可レ惡カルサレハ、大師憲法ニ云、大事ニハ独リ不可レ理、衆ト共ニセヨト云云

右のごとき、教訓に関する引用が四例確認できる。

第三に、その他教訓箇所について見ると、

▼『玄惠註抄』九条・被註語「信」

五常内義抄ニ云、人ハ信ヲ以テ能ヲセヨト云テ諸事ニ渡リテ信ノアルベキ也。人トシテ信ナキハ諸行成ラズ。信ナケレバ威ナク、威ナケレバヲモカラズ。人トシテ信アレバ人ノ為ニ信ゼラル。心ニ虚妄ナキ是ヲ信ト云云々。

『五常内義抄』札六(松平家披雲閣本)

第六ニ云、人ハ信ヲ以テ、徳トセヨト云テ、諸事ニ渡テ、信有ヘキナリ、人トシテ信ナキハ、諸ノ行不成、信ナケレハ威ナシ、威ナケレハ重カラス、人トシテ信アレハ、人ノタメニ信セラル、心ニ虚妄ナキ、是ヲ信ト云、

右のごとき、①五常配当箇所に近い、五常を被註語(「礼」・「信」)とする引用が二例、

▼『玄惠註抄』十条・被註語「絶忿棄瞋」

忿ヲバココロノイカリト云ヒ、瞋ヲバヲモテノイカリト云ヘル也。心ニイカルモ面ニイカルモ其差異アリトイヘトモ何モイカリ也。絶チ棄ツベキ也、五常内義抄ニ云、人

ハ余ニ腹惡カルベカラズ。親疎ヲ分カズ人ニ鼻ヲツカセ機嫌折節ヲモ知ラズ、人トイサカヒヲシテサマシタリシカジカノ座席ニテイサカヒヲシテ興ヲサマシタリシ者ゾナンド後二人ニ沙汰セラレタルハ心憂キ耻ナルベシ。都テハシタナク惡キ人ヲバ人ノナツカシカラズスマジク思也。腹立ヌレバ後ノ災ヲ知ラズ、我ヲモ人ヲモ損ズ。浅増シキ片輪ナルベシ。只物ニ狂者ノ如シ。現世ノアシキノミナラズ後生ノホムラ思遣ルベシ。去バ或文云、一念瞋恚ノ煩惱ハ俱胝劫ノ善根ヲ焼キ、刹那ノ惡害ノ罪ハ無量ノ苦報ヲ得ト云リ。又宝積経云、若人作ニ功德ニコト須弥山ノ如クナレドモ、一度瞋恚ヲ起シヌレバ一時ニ消滅スト云ヘリ。故ニ腹立トモ思靜メテヲダシカレト也云々。

『五常内義抄』義九(松平家披雲閣本)

第九ニ云、人ハ余ニ腹惡カルヘカラス、親疎ヲ分ス、人ニ鼻ヲ突セ、機嫌折節ヲモ不知、人半サカキヲ成事、心ウキ事也、シカクノ座敷ニヰサカキシ出シテ、興ヲ醒タリシ者ソナント、後ニ人ニ沙汰セラレタル、心ウキ恥ナルヘシ、惣ハシタナク惡キ人ヲハ人ノナツシカシカラス、スサマシク思ナリ、腹立ヌレハ、後災イヲ不知、我身モ迷ヒ、人ノ身モ損スルナリ、是淺猿シキカタワナルヘシ、只物ニケルフ者ノ如シ、(現)世ノ惡ノミナラス、後生ノホムラ思遣ヘシ、サレハ或文ニ云、一念瞋恚ノ炎俱胝劫ノ善

根ヲ燒、刹那ノ怨害ノツミハ、無量生ノ苦報ヲ得ト云ヘリ、又宝積經ニ曰、若人功德ヲ作事須弥山ノ如クナレトモ、一度瞋恚ヲ發ヌレハ、一時ニ消滅スト云ヘリ、故ニ何ニモ腹立トモ、思シツメテ穩シカレトナリ、

右のごとき、その他の引用が七例確認できる。

よつて、五常を被註語とする引用が五例、憲法自身に焦点がある引用が十例、教訓に関する引用が十三例(五常を被註語とする引用二例含む)、計二十六例となる。

### 三一三、『五常内義抄』と憲法学の交叉をめぐつて

如上の利用状況をふまえ、『五常内義抄』と憲法学の親和性の有無について、以下、分類別に検討する。

まづ、五常配当箇所に関するては、

#### ▼『玄惠註抄』九条・被註語「信是義本」

玉林抄云、信ハ是義トハ者、準ニシテ五戒ニ釈レスペシ之ヲ。

人論云、不レ殺是仁、不レ盜是義、不ニ邪姪是礼、不ニ妄

語是信、不レ飲ニ瞰酒肉<sup>〔新教〕</sup>神氣清潔益ニ於智慧也云々。

五常ト五戒ト配スルニ摩訶止觀ノ説ト五行大義ノ説ト少シ相違セリ。摩訶止觀ノ説ニハ仁<sup>〔義〕</sup>禮<sup>〔智〕</sup>信<sup>〔能〕</sup>云々。

五行大義ニハ仁<sup>〔義〕</sup>禮<sup>〔智〕</sup>信<sup>〔能〕</sup>云々。仁義信ノニハ異義ナシ。礼智ノニハ異説アル也。原人論ハ五行大義ノ説ニ

同也。又玉林抄ニ五常ノ事ヲ載タリ。

たとえば、『聖徳太子平氏伝雜勸文』・『上宮太子拾遺記』・『太

子伝玉林抄』において、『五行大義』・『摩訶止觀』・『弁正論』・『止觀輔行伝弘決』・『沙弥十戒并威儀經疏』・『原人論』の五常五戒配当説への言及が見られ、かつ、『正法輪藏』丁類・『聖徳太子伝拾遺抄』・『四天王寺本『太子伝』などにおいて、五常を五戒のみならず、慈和順賢貞に配当する言説が確認できるので、太子伝の学問と五常配当説の関わりが、相当程度認められると言える。特に、四天王本『太子伝』が、『五常内義抄』に依拠していると考えられることは、注目に値する事実であるが、『五常内義抄』と憲法学の親和性に直結することは言い難いことは、言を俟たないだろう。

つぎに、憲法引用箇所のうち、憲法の本文・訓に関する言及については、引用される必然性はあるが、『五常内義抄』の訓を採用していることが明らかかな箇所がなく、言及される順序が常に最後であることから、『五常内義抄』利用の主旨であるかは疑わしいと言わざるを得ない。

最後に、教訓箇所について見ると、十三例と最も多く、また、類書的利用に近い例が二例、項目の途中からの引用が一例(類書的利用に近い例)見られるのみであることから、單に憲法を引用する典籍としてではなく、『五常内義抄』という教訓書そのものが、編者の註釈方針に適うものとして、重宝されていたことが推知される。

そこで、全二十六例の被註語を見ると、すべて憲法を対象とするもので、『聖徳太子憲法玄惠註』を対象とするものは

一例もないこと<sup>(20)</sup>から、『五常内義抄』が、憲法引用の有無にかかわらず、憲法学と親和性が高いことが認められるのである。

よつて、『玄惠註抄』における『五常内義抄』引用数・量が、享受史上に冠絶することに、ある種の必然性が認められるのであるが、管見のかぎりでは、その他の憲法註に、『五常内義抄』が引用されていることが確認できないことから、『玄惠註抄』と『五常内義抄』の邂逅自体は、やや大きさに言えば、僕僕とでもいうべきものであつたかもしれない。

#### 四、わりに

以上、『五常内義抄』享受をめぐって、①典籍における引用という観点から見た、中世における流布状況、②享受史上における南都との関わりの有無、③本文伝流史における『玄惠註抄』所引本文の位置づけ、④『五常内義抄』と憲法学との親和性の有無について、検討した。

以上、本論は、『五常内義抄』享受という観点から、中世の学問の一隅を明らかめることを目指したものであるが、残された課題は多い。博雅の示教を乞い、後考を俟つこととした。

以上、引用に際し、一部、漢字表記に関する変更を加えたところがある。

#### 【使用文献】

『五常内義抄』：『古典文庫』(一九七七年・七九年)、『聖徳太子御憲法玄惠註抄』：『聖徳太子全集』一(龍吟社、一九四二年)、『玉函秘抄』：『玉函秘抄語彙索引並びに校勘』(無窮会東洋文化研究所、

しかし、享受史上における南都との関わりの有無については、調査範囲が刊行されているものに限られていたため、明らかにならなかつた。今後は、未刊の南都関係資料の考究が必要になるだろう。

ただ、南都と関わりがある『玄惠註抄』に引用されていること、および、その本文が比較的良好であることは、注目に値する事実であると言える。

また、憲法学と親和性が高いという事実は、享受史上の問題に限らず、『五常内義抄』自体を逆照射するものがあるようと思われる。今後は、『五常内義抄』自体の研究の進展が望まれるところでであろう。

以上、本論は、『五常内義抄』享受という観点から、中世の学問の一隅を明らかめることを目指したものであるが、残された課題は多い。博雅の示教を乞い、後考を俟つこととした。

一九七一年)、『太子伝玉林抄』:『法隆寺藏尊英本太子伝玉林抄』(吉川弘文館、一九七八年)、『実隆公記』:『実隆公記』(続群書類 従完成会、一九三三年)

注

(60) 野上「『聖徳太子御憲法玄惠註抄』林宗(編者説続)豹一清家の学問と南都の学問の交叉をめぐって」(『国語と国文学』八九一四、二〇二一年四月)参照。

(61) 括弧内は『聖徳太子全集第一巻』(龍吟社、一九四二年)による他本からの補。以下同じ。

(62) 明らかに『玄惠註抄』の依拠本文ではない、山田孝雄文庫本(A類・平仮名本)・神原文庫藏寛文五年写本(C類)一および、上巻が現存しない版本(A類)一は、比較の対象から除外し、松平家披雲閣本上巻(A類)の記事のうち、内閣文庫本(A類)になら、あるいは、同本と相違する箇所に傍線、B類本にない、あるいは、同本と相違する箇所に波線、両者にない、あるいは、両者と相違する箇所に二重傍線を附すこととする。

(63) 五常配当箇所の引用について見ると、

▼『玄惠註抄』六条・被註語「仁」

則仏教ノ五戒ノ中ノ不殺生戒ニ當也。五常内義抄云、仁ハ慈悲也、不殺生戒。仁ハ慈悲也ト申ハ心ニ慈悲アツテ諸事ニ

付テ愍ミ悲ム也云々。

『五常内義抄』仁(松平家披雲閣本)

仁者慈悲ナリ 不殺生戒

仁ハ慈悲也ト申ハ、心ニ慈悲在テ、何事ニ付テ、哀悲ヘシ、

「仁者慈悲ナリ」とするのは、現存諸本中、松平家披雲閣本上巻のみであるが、『玄惠註抄』所引本文も「仁ハ慈悲也」とし、両者の偶合が確認できる。

(64) 現存諸本との比較のかぎりにおいて、かく言うものである。

(65) A類であることはまちがいないが、上巻相当部分と同様に善本と推測されるかどうかが問題となる。

(66) 一本よりも『玄惠註抄』所引本文に近い箇所に傍線、『玄惠註抄』所引本文と相違する箇所に波線、他本に比して『玄惠註抄』所引本文に最も近似する箇所に二重傍線を附すこととする。

(67) 『聖徳太子十七ヶ条の憲法并註』・『上宮太子拾遺記』にもあり。また、『玄惠註抄』所引本文は、平仮名本の一部に古態が存することを知るよすがともなる。

(68) (69) 阿部泰郎氏『聖徳太子伝暦』『仏法最初弘仁伝』『松子伝』解題(『真福寺善本叢刊第五巻』臨川書店、二〇〇六年)参照。

(70) 『玄惠註抄』は、『聖徳太子憲法玄惠注』の註釈なので、引用されるものがすべて憲法學と関わるわけではない。野上「『聖徳太子御憲法玄惠註抄』の『燈前夜話』利用についての覚書—清原宣賢抄物利用との差異から」(『古代中世文学論考第24集』新典社、二〇一〇年)参照。

(のがみ・じゅんいち 日本学術振興会特別研究員)